

2019（平成31）年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

(2018(平成30)年度予算) (2019(平成31)年度概算要求)

1,051億円 → 1,153億円 【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 必要となる保育人材を確保するため、勤務経験にブランクのある潜在保育士の再就職支援を行うとともに、保育士・保育園支援センターにおいて潜在保育士等のニーズに合わせたきめ細かなマッチング支援を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 「医療的ケア児保育支援モデル事業」における医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定、医療的ケア担当職員の処遇改善を支援
- 幼児教育・保育の無償化への対応として、認可外保育施設について、保育の質の確保・向上を図るための支援や、認可保育園等への移行に向けた支援を行う
- 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善等について予算編成過程で検討（内閣府において要求）

(注) 内閣府において要求する、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、平成30年度予算額と同額で要求し、増額分の取扱いは予算編成過程で検討

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善を実施する。

(1) 保育の受け皿拡大 89,757百万円 (88,917百万円)

① 保育園等の整備の推進 72,860百万円 (66,656百万円)

保育園等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

・ 保育園整備事業（※）

- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業（※）
- ・保育園等防音壁設置事業
- ・民有地マッチング事業

② 改修による保育園等の設置支援

11,957百万円（20,161百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

4,940百万円（2,100百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

（2）保育人材確保のための総合的な対策

14,399百万円（9,862百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

4,750百万円の内数（2,213百万円の内数）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することによる、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせたよりきめ細かなマッチングの実施、保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化の実施や、長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するために、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用等の補助など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、キャリアアップ研修や、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

<勤務環境の改善>

- ・保育人材勤務環境見える化事業【新規】

＜新規資格取得支援＞

- ・ 保育士資格取得支援事業
- ・ 保育士試験による資格取得支援事業
- ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・ 保育士試験追加実施支援事業

＜就業継続支援＞

- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業
- ・ 保育補助者雇上強化事業
- ・ 保育体制強化事業
- ・ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・ 保育園等における業務集約化推進事業

＜離職者の再就職支援＞

- ・ 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ・ 潜在保育士再就職支援事業【新規】

＜その他、市区町村において総合的な人材確保が可能な事業＞

- ・ 保育人材就職支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ・ 保育士等キャリアアップ研修事業
- ・ 保育の質の向上のための研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

(3) 多様な保育の充実

9,517百万円 (5,815百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

医療的ケアを必要とする子どもの受入れや、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための送迎、複数の家庭的保育事業所による一部の業務の共同実施等、多様なニーズに対応するための体制整備を図る。

① 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

保育園等における医療的ケアに従事する看護師等の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修受講等を支援し、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進める。

また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定、医療的ケア担当職員の処遇改善等に必要となる費用を補助する。

② 広域的保育園等利用事業

近隣に入所可能な保育園等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

③ 3歳児受入れ等連携支援事業

(ア) サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等から当該保育園等へ進級する前年に、小規模保育事業等に対する相談や助言、利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用の一部を補助する。

(イ) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で実施するために必要な費用を補助する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等を行う場合や、
- ・放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等を行う場合に必要経費の一部を補助する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けられることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業明けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ 認可を目指す認可外保育施設等への支援等

認可保育園等への円滑な移行を支援するため、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要経費の一部を補助する。

また、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用について財政支援を行う。

(4) 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策（一部再掲）

42,134百万円の内数【新規】

保育対策総合支援事業費補助金

市町村の待機児童解消等の取組を支援するため都道府県が組織する待機児童対策協議会について、当該協議会に参加する自治体が、一定の要件を満たす場合に、より強力に待機児童対策に取り組めるよう支援を行う。

《支援策》

I 受け皿確保等

- ① 保育園等の整備
 - ・ 保育園等改修費等支援事業の拡充
 - ・ 都市部における保育園への賃借料支援事業の拡充
- ② 保育園等の広域利用・受け皿確保のための広域調整・横展開

II 保育人材の確保

- ① 保育士の再就職支援・労働環境改善
 - ・ 保育士・保育園支援センター事業における潜在保育士の復帰促進の拡充
 - ・ 保育人材就職支援事業の拡充
- ② 新規保育士の資格取得・就職促進
 - ・ 保育園等保育士資格取得支援事業の拡充
 - ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業の拡充及び要件緩和
- ③ 保育園等におけるICT化推進事業

III 地方自治体からの提案型事業

市町村が実施する待機児童解消を図るための先駆的な取組等を支援する。

2 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化への対応 (一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

(1) 子どものための教育・保育給付

※内閣府において要求

① 施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。
※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※内閣府において要求

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

○延長保育事業

就労形態の多様化等に伴う、通常の開所時間以外の保育ニーズに対応するため、開所時間を超えて保育を行うために必要な費用を補助する。

※公立分については、地方財政措置により対応。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等における乳幼児の一時的な預かりに必要な費用を補助する。

○病児保育事業

保護者が就労している家庭において、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行うために必要な費用を補助する。

○その他（多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等）

（3）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

※内閣府において要求

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

（4）認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分） ※内閣府において要求

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ・認可化移行運営費支援事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

（5）幼児教育・保育の無償化への対応（再掲）

5,935百万円（3,077百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

※一部内閣府において要求

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

①**保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】**

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施のための補助を行う。

②**保育施設・事業の届出促進事業【拡充】**

認可外保育施設・事業の質の確保及び向上を図るため、施設・事業者から届出があった内容について、保育利用（希望）者に対する施設情報の提供を可能とするシステムの構築や届出の普及啓発・広報に必要な経費を補助する。

③**認可化移行調査・助言指導事業【拡充】**

認可外保育施設の認可保育園等への円滑な移行を支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行う。

指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対しても、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言指導を行うことで、円滑に認可保育園等へ移行できるよう支援する。

④**保育園等における事故防止等推進事業【新規】**

保育の質の確保・向上を図るために必要な備品等の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

3 その他の保育の推進

(1) **子育て支援員研修**

502百万円（460百万円）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) **子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進**

538百万円の内数（412百万円の内数）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
経済協力開発機構等拠出金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

2019年度(平成31年度)保育対策関係予算
概算要求の概要
(参考資料)

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度概算要求)
663.7億円 → 725.6億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成30年度予算:381.4億円 → 平成31年度概算要求:421.3億円額

【事業内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

- Ⅰ 保育士確保対策 143億円(98億円)
- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
 - ②潜在保育士再就職支援事業【新規】
 - ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ④保育士資格取得支援事業
 - ⑤保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)
 - ⑥保育士宿舍借り上げ支援事業
 - ⑦保育体制強化事業【拡充】
 - ⑧保育士試験による資格取得支援事業
 - ⑨保育士養成施設に対する就職促進支援事業
 - ⑩保育士試験追加実施支援事業
 - ⑪保育補助者雇上強化事業
 - ⑫若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【拡充】
 - ⑬保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
 - ⑭保育園等における業務集約化推進事業
 - ⑮保育人材就職支援事業【拡充】
 - ⑯保育士勤務環境見える化事業【新規】
- Ⅱ 小規模保育等の改修等 169億円(223億円)
- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
 - ②小規模保育改修費等支援事業
 - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

Ⅱ その他事業 109億円(61億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査・助言指導事業【拡充】
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業(予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬保育園等における事故防止等推進事業
- ⑭待機児童対策協議会参加自治体支援施策【新規・拡充】
- ⑮放課後居場所緊急対策モデル事業(仮称)【新規】
- ⑯放課後児童クラブ連携支援事業(仮称)【新規】
- ⑰小規模多機能・放課後児童支援事業(仮称)【新規】

保育士・保育所支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施【拡充】

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

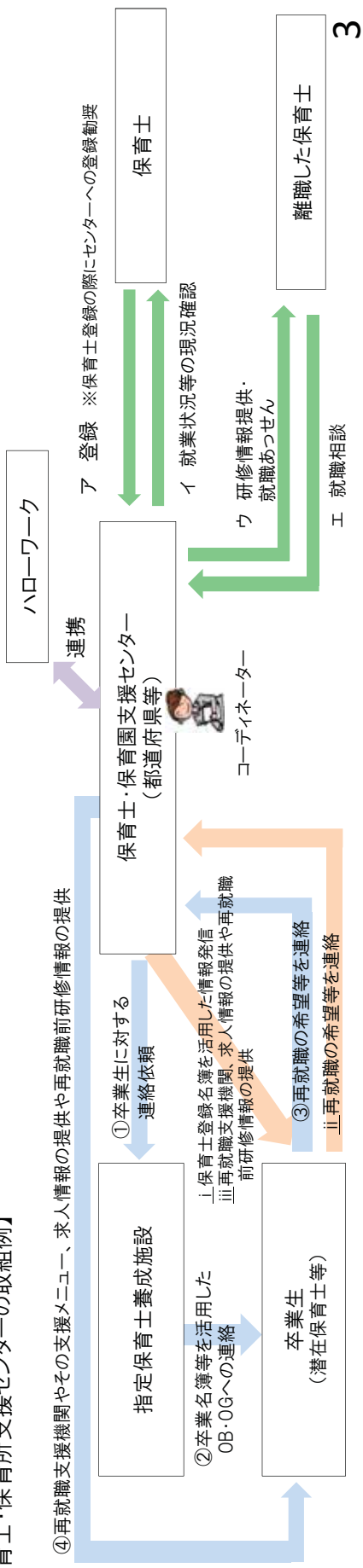
保育士・保育園支援センター運営費：4,300千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

復職前研修実施経費：422千円
 離職した保育士等に対する再就職支援：3,912千円
 保育士登録簿を活用した就職促進：2,971千円
 マッチングシステム導入経費：7,000千円【拡充】

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



潜在保育士等マッチング強化事業

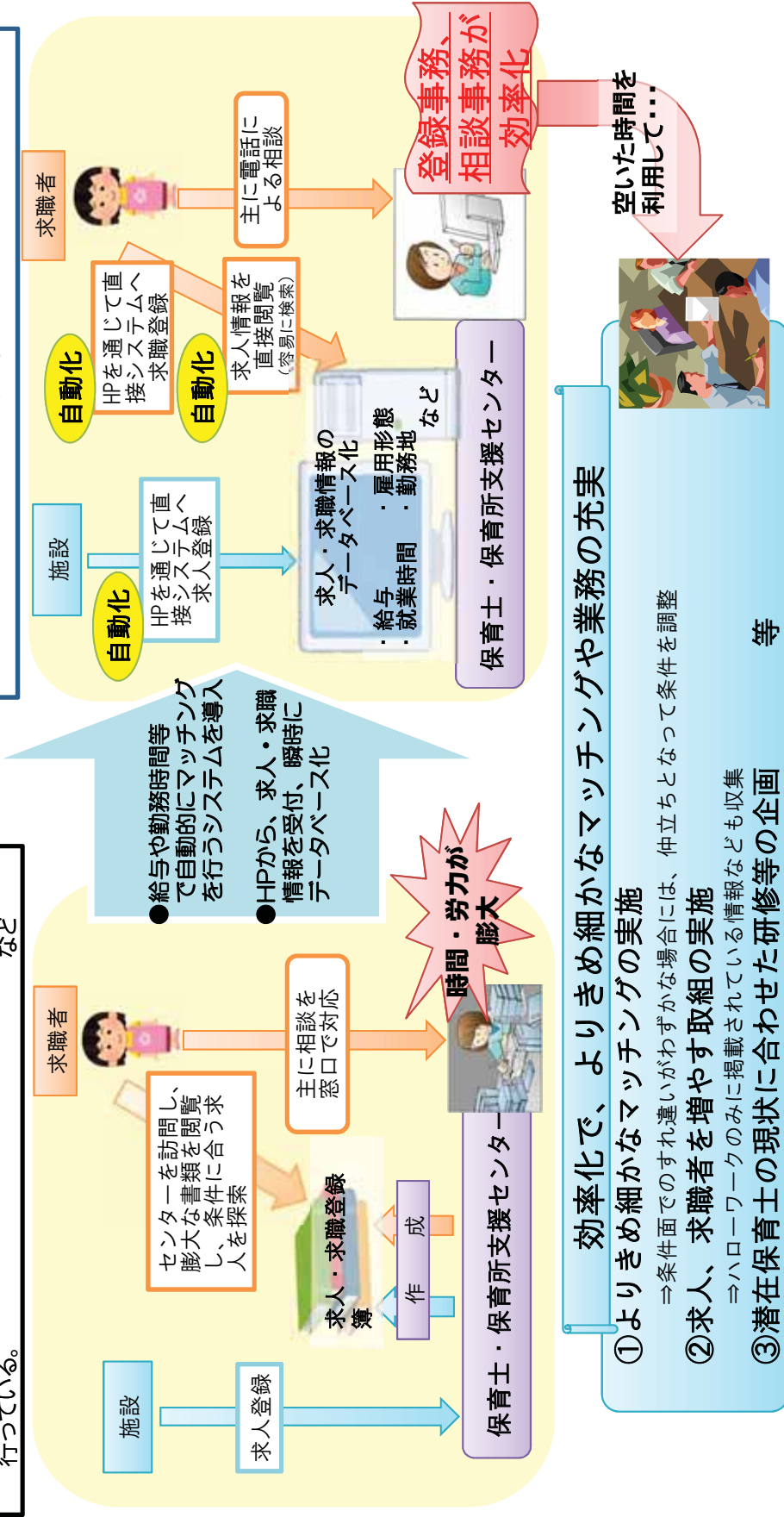
- 保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

現在の課題

- 窓口やFAX等で求人・求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
- 紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
- 限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。

導入による効果

- マッチング時間の短縮
- 情報管理業務の軽減
- 窓口対応の効率化



潜在保育士再就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【事業概要】

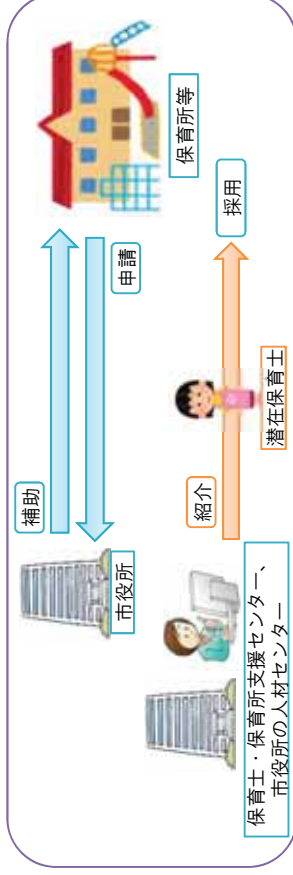
- 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

- 市区町村

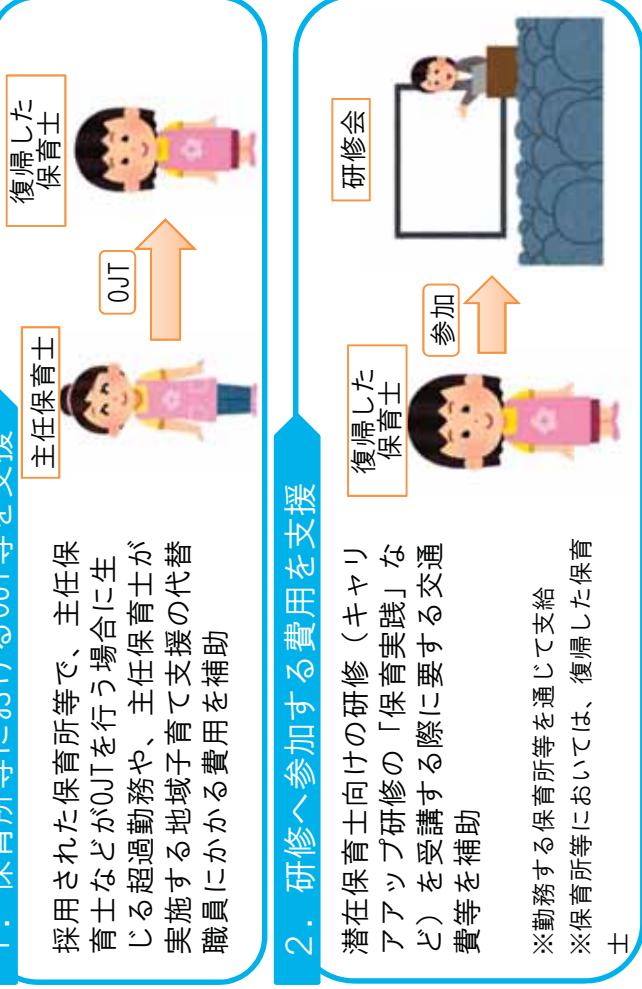
【補助単価】 【補助率】

- 10万円 ○ 国1 / 2、市区町村1 / 2



1. 保育所等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合における超過勤務や、主任保育士が実施する地域子育て支援の代替職員にかかる費用を補助



2. 研修へ参加する費用を支援

潜在保育士向けの研修（キャリアアップ研修の「保育実践」など）を受講する際に要する交通費等を補助

- ※勤務する保育所等を通じて支給
- ※保育所等においては、復帰した保育士

の研修参加を必須とする

【潜在保育士へのメリット】

- 職場復帰への不安を軽減
- 研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育所等へのメリット】

- 潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能
- 潜在保育士の職場定着を促進

保育人材勤務環境見える化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421(億円の内数)

求職中の保育人材が希望に応じた勤務先を選択しやすい環境を整備することや、保育所等による採用活動を支援し、また、保育所等の勤務環境を改善するため、市区町村管内の**保育所等の勤務環境の指標**を見える化し、**市区町村HPで公開**する際に要する経費について、補助を行う。

【実施主体】市区町村 【補助率】国1/2、市区町村1/2 【補助単価(案)】30万円

市区町村 事業実施の流れ

- 市区町村において、保育所等の勤務環境の指標を設定
- 管内の保育所等に、勤務環境の指標の見える化について協力を呼びかけ、データ入力
- 勤務環境について、「グラフ」や「レーダーチャート」などにより数値化し、HPで公開

<p>○ 保育の基本理念</p> <p>○ 労働環境</p> <p>指標(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 職種別の従業者の数 従業者の勤務時間 従業者の労働時間 従業者1人当たりの小学校就学前子どもの数 採用者数の実績 平均勤続勤務年数 時間外勤務の状況(休日勤務を含む) 年次休暇の取得率 	<p>○ 給与</p> <p>指標(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 賃金 支給している手当の種類とその金額 昇級 ボーナス(金額及び何ヶ月分か) 	<p>○ 保育士等に係る指標</p> <p>指標(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 潜在保育士の就職件数 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等 従業者の有する教育または保育に係る免許、資格の状況
	<p>○ 研修関係</p> <p>指標(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 研修の種類 年間研修日数 	<p>○ その他</p> <p>指標(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> その他都道府県が必要と認める事項

見える化 勤務環境の指標を見える化し、市区町村HPで公開

※勤務環境の指標については、市区町村で任意に設定



保育所等

勤務環境について、指標による客観的な把握が可能
⇒ 保育所の勤務環境の改善が促進される。

※勤務環境の指標を、保育事業者コンサルタントによる保育所等の勤務環境などの分析・助言指導の実施にも活用することが可能
 (若手保育士や保育事業者への巡回支援事業)



保育人材 (求職中)

気軽に勤務先の保育所の勤務環境等の確認が可能
⇒ 保育人材の求職活動が促進される。



人材センター等

保育所等の勤務環境の詳細を把握した上で、紹介が可能
⇒ これまで以上のきめ細かなマッチング支援が推進される。

医療的ケア児保育支援モデル事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

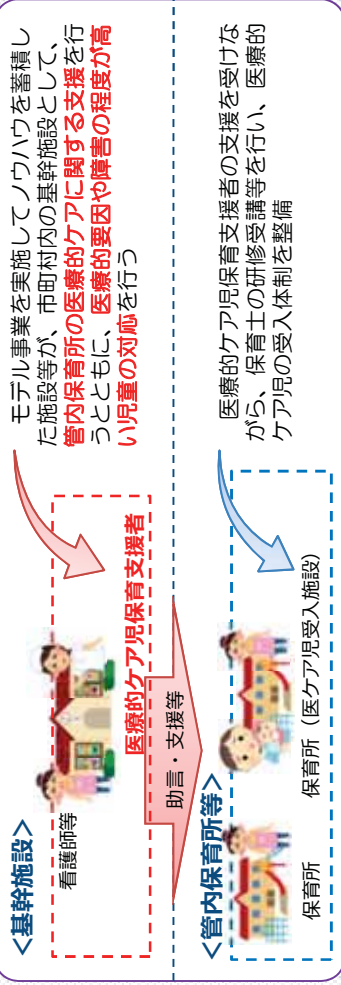
事業概要

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市町村内の基幹施設として、**医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し**、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言を行うとともに、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨することで、市町村として継続的に安定した医療的ケア児への支援体制を構築する。
- さらに、医療的ケア児の受入れ等に関する**ガイドラインの策定**、医療用消耗品の購入や医療的ケア児の受入れ及び支援内容等に関する検討会開催するための**事業費**、喀痰吸引等研修の受講を修了した者に対する**処遇改善**及び**損害賠償保険等へ加入**に要する費用の補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国 1 / 2 (都道府県・指定都市 1 / 2)、(都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4)

事業イメージ



<基幹施設>

看護師等

医療的ケア児保育支援者

<管内保育所等>

保育所
保育所(医療的ケア児受入施設)

<支援者の主な業務内容>

- ・ 保育所等への医療的ケア児の受入れ等に関する支援や助言
- ・ 保育所に勤務する保育士に対する**喀痰吸引等研修の受講勧奨**
- ・ 医療的ケア児の受入れを予定している保育所等の保育士が、**喀痰吸引等研修を修了するまでの間の医療的ケア**
- ・ 障害児通所支援事業所等に配置されている「**医療的ケア児等コーディネーター**」との連携 等

補助単価

基本分単価	【1市町村当たり年額	750万円]
① 看護師等の配置	(510万円)	
② 補助者の配置	(200万円)	
③ 事業費	(40万円)	
加算分単価		
④ 研修の受講支援	【1人当たり年額	15万円]
⑤ 処遇改善	【1人当たり月額	0.5万円]
⑥ 支援者の配置	【1市町村当たり年額	510万円]
⑦ ガイドラインの策定	【1市町村当たり年額	50万円]

事業実績

平成29年度(実績ベース) : 22か所

栃木県宇都宮市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、東京都福生市、東京都八王子市、福井県永平寺町、三重県名張市、滋賀県草津市、滋賀県湖南市、滋賀県近江八幡市、京都府長岡京市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府交野市、大阪府堺市、岡山県津山市、広島県府中市、高知県三原市

平成30年度(申請ベース) : 38か所

埼玉県坂戸市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県山武市、東京都八王子市、東京都福生市、神奈川県川崎市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県南魚沼市、福井県小浜市、福井県鯖江市、福井県永平寺町、長野県松本市、三重県伊勢市、三重県名張市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、愛知県豊橋市、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府交野市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府岬町、兵庫県神戸市、奈良県橿原市、岡山県津山市、広島県東広島市、広島県府中市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

- 待機児童対策協議会では、待機児童解消に向けた取組の達成状況を評価するため、各協議事項について、評価指標(KPI)を設定し、KPIの達成状況の見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。
- 設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものととして、以下のようものが考えられる。
 - ① 待機児童数(対前年度減)(市町村)
 - ② 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市町村)
 - ③ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市町村)
- (2) 保育人材の確保に関するKPI
 - ④ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
 - ⑤ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
 - ⑥ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県)
 - ⑦ 保育士の平均勤続年数(都道府県、市町村)

《支援策》

I 受け皿確保等

○ 都市部における保育所設置

(1) 保育所等改修費等支援事業(市町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修等に要する経費の補助について、補助基準額の引き上げを行う。

※補助基準額(案):3,500万円(通常2,700万円)

(2) 都市部における保育所への賃借料支援事業(市町村)

賃貸物件において保育所等を運営しており、公定価格の賃借料加算と実際の建物借料に乖離がある場合の補助について、新設の場合に限り、対象事業者の要件を緩和し、「建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設」から「2倍を超える施設」とする。

※補助基準額(案):1,200万円(通常2,200万円)

○保育所等の広域利用・受け皿確保のための広域調整・横展開(都道府県)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 県内の市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置する。

※補助基準額(案):2,623千円(新設)

II 保育人材の確保

○潜在保育士の再就職支援・保育士の労働環境改善

(1)保育士・保育所支援センター事業における潜在保育士の復帰促進(都道府県、指定都市、中核市)

- ① 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等マッチング強化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

- ② 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(2人→3人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

(2)保育人材就職支援事業(市町村)

- ① 市町村において、保育士労働環境見える化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

- ② 市町村において、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(1人→2人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

○新規保育士の資格取得・就職促進

(1) 保育所等保育士資格取得支援事業の拡充(都道府県、指定都市、中核市)

保育所等が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得することについては、受講中の代替保育従事者の確保が負担となっていることから、

- ① 受講を支援するため、代替職員雇上費を補助するとともに、
- ② 補助基準額の引上げを行い、

保育士資格の取得を促進する。

※補助基準額(案): ①代替保育従事者雇上費 1人1日当たり6,790円(新設)

②(通常)指定保育士養成施設の受講に要した費用の1/2。上限30万円。

→指定保育士養成施設の受講に要した費用の2/3。上限40万円。

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業の拡充及び要件緩和(都道府県)

保育士養成施設において、卒業予定者の卒業後の保育所等への就職促進(注)を支援する事業。

(注) 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業生(OB・OG)との交流会開催

等

※補助基準額(案): (通常)指定保育士養成施設1か所当たり260千円

→指定保育士養成施設1か所当たり380千円

従前の「卒業予定者に占める保育所等への就職内定の割合が前年度の全国平均を上回ること」という補助要件を緩和し、「協議会において設定した保育人材の確保に関するKPIの達成状況の見える化」により補助することとする。

○保育業務のICT化

(1) 保育所等におけるICT化推進事業(市町村)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

※補助基準額(案): 1施設当たり 1,000千円(新設)

Ⅲ 地方自治体からの提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が、協議会に諮り必要と認められたものとして実施する待機児童解消に向けた取り組みについて、財政支援を行う。

※補助基準額(案): 厚生労働大臣が認めた額(上限1,000万円の定額補助)

認可外保育施設の質の確保・向上

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」では、無償化の対象となる認可外保育施設を指導監督の基準を満たす施設としつつ、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たさない施設でも無償化の対象としているため、認可外保育施設の質の確保・向上を図る必要があることから、認可外保育施設が遵守すべき基準に関する助言・指導や届出を促進するための取り組みを行う。

1. 認可外保育施設の質の確保・向上のための取組強化 42.5億円(23.7億円)

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止、無償化に伴う便乗値上げの防止に関する助言・指導を行う「巡回支援指導員」の配置を拡充（現行の1名から管内の施設に応じた配置）する。
- 重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保を目的として行う研修の実施を支援するとともに、研修の項目に保育所等が遵守・留意すべき内容を追加することにより、適切な指導につなげていく。

※ 全ての認可外保育施設に対して指導監督を実施するための監査体制の構築を目的として、各自治体の監査職員を増員する。（交付税要望）

2. 認可外保育施設の届出の促進 11.8億円(6.9億円)

- 認可外保育施設から届出や運営状況報告があった内容についてデータベース化を図ることで、指導の効率化につなげるとともに、保育利用（希望）者に対する施設等の情報を提供可能とするシステムの構築を支援する。
- 認可外保育施設に対して届出を促すために、普及啓発を実施する。

3. 保育所等における事故防止の推進 4.6億円(新規)

- 安全かつ安心な保育の環境の確保を図るために必要な備品等の導入を支援する。

4. 認可化移行に向けての調査等の実施 0.5億円(0.1億円)

- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言・指導を行い、円滑に認可保育所等へ移行できるよう支援する。

保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業 (旧：保育所等の事故防止の取組強化事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 421(億円の内数)

【事業内容】

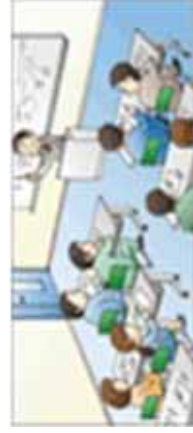
保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価(案)】 ・ 研修事業：1 回当たり 302千円 (220千円)
 ・ 巡回支援指導事業：指導員 1 人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

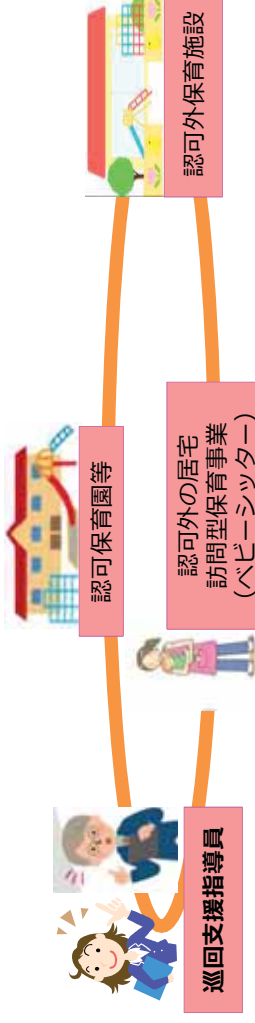
【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



- ・ 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・ 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加 (拡充)

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導 (従来)
- ・ 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施 (拡充)

保育施設・事業の届出促進事業（旧：保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数）

【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。
 <事業内容の拡充>

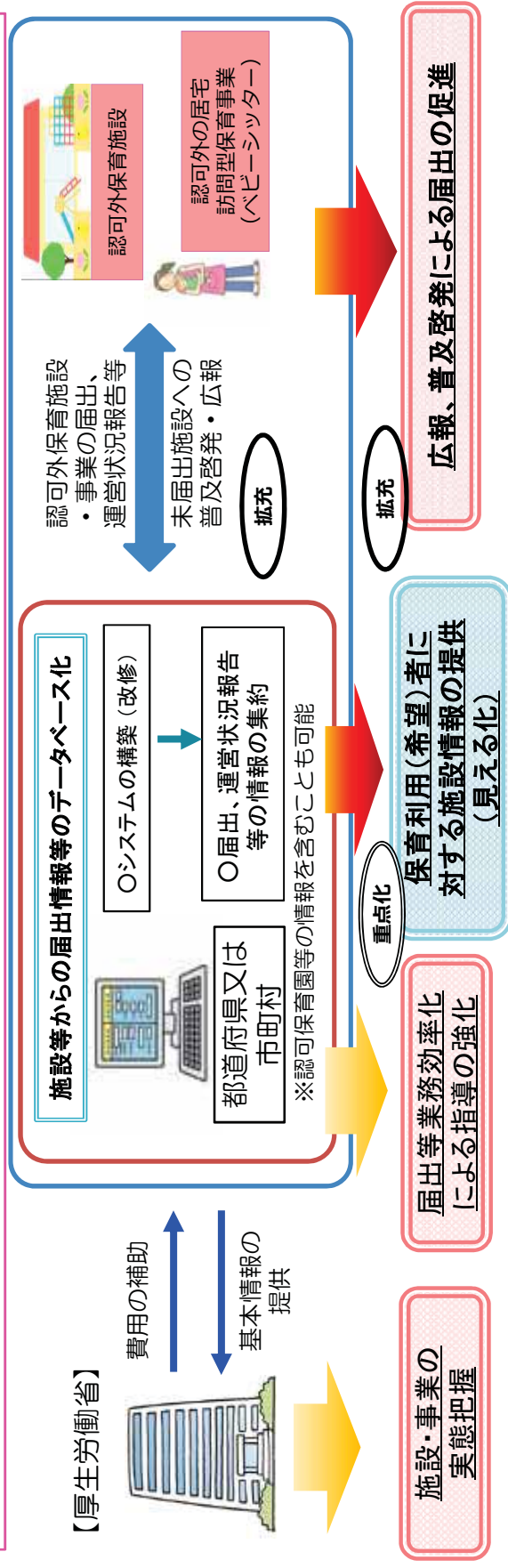
- ・届出をしていない認可外保育施設等に対して届出を促すための普及啓発・広報を実施
- ・利用（希望）者に対する施設情報の提供（見える化）を実施
- ※ 施設情報の提供（見える化）については、認可保育園等を含むことも可とする

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村（都道府県から市町村に権限委譲している場合）

【補助率】 国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
 （都道府県から市町村に権限委譲している場合） 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助単価(案)】

- ① システム構築等経費 40,000千円（40,000千円）、② 届出促進経費 5,000千円（-）
- ※ 構築経費に初期のデータ入力に必要な経費を含む。



保育所等における事故防止等推進事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【概要】

保育の質の確保・向上を図るために必要な備品等の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図ることを目的とする。例えば、事故防止や防犯対策等の強化のためのカメラの設置や保育士の安心・安全に係る業務を補助的に支援することにより、効果的に事故予防・安全対策を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価】 カメラ設置等：最高 10万円（1か所当たり）

備品購入：児童 1人あたり 3万円

【補助率】 国 1/2 都道府県・市区町村 1/2

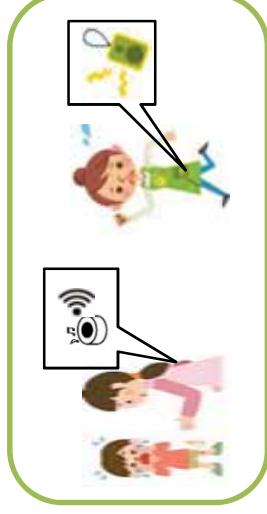
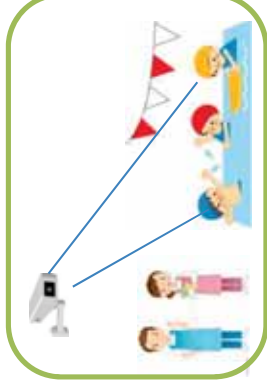
保育園等（認可外保育施設含む）

(例)

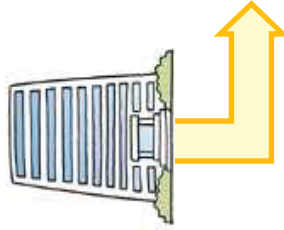
<午睡中や水遊び中の見守り等>

<非常時の職員呼出し>

カメラの設置等



【自治体】



費用の補助

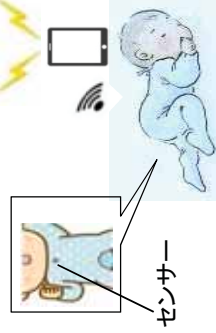
(例)

<乳児：午睡チェックセンサー（睡眠中の事故防止）>

<幼児：転落時衝撃吸収マット（転落時の衝撃吸収）>

【その他の備品の例】

備品の購入



(骨折防止)

- ・指つめ防止カバー（ドア開閉時の指つめ防止）
- ・コーナーガード（机等の角での事故防止）
- ・誤飲・誤嚥防止
- ・誤飲チェッカー（誤飲しそうな物のチェック）など

認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 421(億円の内数)

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるとして、

- ① 認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
- ② 指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）

移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

<拡充の内容>

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助単価（案）】 1. 認可化移行可能性調査支援

2. 認可化移行助言指導支援

3. 指導監督基準遵守助言指導支援

【補助率】 国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

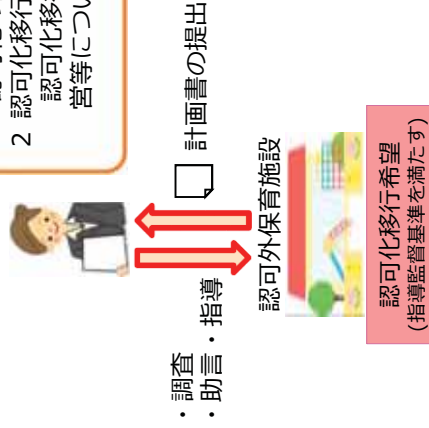
1 か所当たり 542千円

1 施設当たり 484千円

1 施設当たり 754千円 【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合

- 1 認可化移行可能性調査支援
認可化の障害となっている事由を診断
- 2 認可化移行助言指導支援
認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】

3 指導監督基準遵守助言指導支援
都道府県等の①認可外保育施設の担当者や②巡回支援指導員と連携して、対象施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行う

